

変更後

第24 温室効果ガス

1 環境影響評価の対象

対象事業の実施に伴う温室効果ガスの排出量又はエネルギーの使用量及びその削減の程度を対象とする。

【解説】

環境影響評価の対象は、対象事業の実施に伴う温室効果ガスの排出量又はエネルギーの使用量及びその削減の程度とする。温室効果ガスについては、周辺地域に対する直接的な環境影響は問題とはなっていないものの、温暖化防止のため、国際的にその排出削減が強く望まれていることから、温室効果ガスの排出量等、環境への負荷量の程度を把握する。また、温室効果ガスの大半を占めるエネルギー起源の二酸化炭素については、エネルギー使用量の程度を把握することが重要となる。なお、「削減の程度」とは、対策を講じた場合に対し対策を講じない場合又は類似事例等と比較した場合の、温室効果ガスの排出量又はエネルギーの使用量の抑制の程度をいう。

なお、環境影響評価における「温室効果ガス」とは、「地球温暖化対策の推進に関する法律」（平成10年法律第117号）に定める二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、HFC、PFC及び六ふっ化硫黄の6物質とする。

温室効果ガス

| 温室効果ガス | 排出源の例又は用途 |
|--------------------|------------------------------|
| 二酸化炭素 | 発電所、工場での燃料の燃焼 等 |
| メタン | 燃料の燃焼 廃棄物処分場、下水処理場からの発生 等 |
| 一酸化二窒素 | 燃料の燃焼、廃棄物処分場 等 |
| ハイドロフルオロカーボン (HFC) | 冷媒、洗浄剤、発泡剤、エアゾール用噴霧剤 等 |
| パーフルオロカーボン (PFC) | 半導体のエッチング、洗浄、冷媒 等 |
| 六ふっ化硫黄 | 気体電気絶縁材、半導体エッチング 等 |

次のいずれかに該当する場合は、原則として、供用時について温室効果ガスを予測評価項目に選定する。

- 「工場又は事業所の新設」、「電気工作物の新設」、「廃棄物処理施設（焼却施設に限る。）の新設」を行う場合
- 「高層建築物の新設」、「住宅団地の新設」、「商業施設の新設」、「研究施設の新設」、「大規模建築物の新設」等の事業であって、原油換算エネルギーの使用量が年間1,500キロリットル以上である場合
- HFC、PFC、六ふっ化硫黄の保持量が多い設備を設置又は撤去する場合
- その他温室効果ガスの排出による影響が予想される場合

現行

第24 温室効果ガス

1 環境影響評価の対象

対象事業の実施に伴う温室効果ガスの排出量又はエネルギーの使用量及びその削減の程度を対象とする。

【解説】

環境影響評価の対象は、対象事業の実施に伴う温室効果ガスの排出量又はエネルギーの使用量及びその削減の程度とする。温室効果ガスについては、周辺地域に対する直接的な環境影響は問題とはなっていないものの、温暖化防止のため、国際的にその排出削減が強く望まれていることから、温室効果ガスの排出量等、環境への負荷量の程度を把握する。また、温室効果ガスの大半を占めるエネルギー起源の二酸化炭素については、エネルギー使用量の程度を把握することが重要となる。なお、ここで言う「削減の程度」とは、現状の標準的な技術レベル又は類似事例と比較した場合の、温室効果ガスの排出量又はエネルギーの使用量の抑制の程度を言う。

なお、環境影響評価における「温室効果ガス」とは、「地球温暖化対策の推進に関する法律」（平成10年法律第117号）に定める二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、HFC、PFC及び六ふっ化硫黄の6物質とする。

温室効果ガス

| 温室効果ガス | 排出源の例又は用途 |
|--------------------|------------------------------|
| 二酸化炭素 | 発電所、工場での燃料の燃焼 等 |
| メタン | 燃料の燃焼 廃棄物処分場、下水処理場からの発生 等 |
| 一酸化二窒素 | 燃料の燃焼、廃棄物処分場 等 |
| ハイドロフルオロカーボン (HFC) | 冷媒、洗浄剤、発泡剤、エアゾール用噴霧剤 等 |
| パーフルオロカーボン (PFC) | 半導体のエッチング、洗浄、冷媒 等 |
| 六ふっ化硫黄 | 気体電気絶縁材、半導体エッチング 等 |

川崎市では、市域の温室効果ガス総排出量は産業系の比率が高いことから、原則として、供用時について次のいずれかに該当する場合は、温室効果ガスを予測評価項目に選定する。

- 「工場又は事業所の新設」、「電気工作物の新設」、「廃棄物処理施設の新設」等の事業であって、環境中へ直接排出する温室効果ガスの量が多いと予想される施設を設置する場合
- 「高層建築物の新設」、「商業施設の新設」、「研究施設の新設」、「大規模建築物の新設」等の事業であって、エネルギーの使用量が多いと予想される施設を設置する場合
- HFC、PFC、六ふっ化硫黄の保持量が多い設備を設置又は撤去する場合
- その他温室効果ガスへの影響が予想される場合

| 変更後 | 現 行 |
|---|---|
| <p>なお、工事中の建設機械の使用、工事用車両の走行のように、温室効果ガスの排出はあるものの軽微な影響に止まると想定されるものや、一般的な配慮で十分対応できるものについては、温室効果ガスを予測評価項目として選定せずに、環境配慮項目（地球温暖化）において環境配慮の内容を記載することができる。</p> <p>また、樹木の伐採及び植栽、施設関連車両の走行のように、予測に不確実性が伴うものについては、<u>環境影響要因として選定しないことができるが、その場合は、環境保全のための措置又は環境配慮項目（地球温暖化）において環境配慮の内容を記載する。</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>2 現況調査</p> <p>(1) 調査項目</p> <p>対象事業の種類及び規模並びに地域の特性を勘案し、次に掲げる項目のうちから必要なものを選択する。</p> <p>ア 原単位の把握</p> <p>対象事業と同種又は類似の事業を対象に、温室効果ガスの排出量又はエネルギーの使用量に係る原単位</p> <p>イ 対策の実施状況</p> <p>対象事業と同種又は類似の事業を対象に、温室効果ガスの排出を回避し、若しくは削減するための対策又はエネルギーの使用量を削減するための対策の内容、効果等</p> <p>ウ 地域内のエネルギー資源の状況</p> <p>事業計画地周辺における地域冷暖房事業等の位置、供給範囲、熱源、供給能力等</p> <p>エ 温室効果ガスを使用する既存の設備機器等の状況</p> <p>(ア) 事業の実施に伴い、温室効果ガスを使用する既存の設備機器を廃棄し、又は移設する場合には、廃棄し、又は移設する機器の概要、使用する温室効果ガスの種類と量、廃棄する場合の温室効果ガスの処理、処分の方法等</p> <p>(イ) 温室効果ガスを使用する既存の設備機器を引き続いて事業計画地内で使用する場合は、ガス交換時等メンテナンスの際の漏れ対策及び代替品の使用の可能性</p> <p>(ウ) 温室効果ガスを排出する既存の施設の状況</p> <p>オ 関係法令等による基準等</p> </div> <p>【解説】</p> <p>1 「ア 原単位の把握」</p> <p>温室効果ガスの排出量又はエネルギーの使用量に係る原単位は、対象事業の特性を考慮し、適切な指標を用いて設定する。「地球温暖化対策の推進に関する法律施行令」に基づいて定められた排出係数等を調査する。</p> <p>2 「イ 対策の実施状況」</p> <p>温室効果ガスの排出を回避又は削減するための対策や、エネルギーの使用量を削減するための対策の内容、効果、導入状況、課題等について、対象事業と同種又は類似の事業の状況を調査する。</p> <p>3 「ウ 地域内のエネルギー資源の状況」</p> <p>事業計画地周辺における地域冷暖房事業等の位置、供給範囲、熱源、供給能力等を調査する。</p> <p>また、必要に応じ地域におけるエネルギーの需要状況、<u>再生可能エネルギー</u>の導入状況、エネルギーの有効利用の状況等について調査する。</p> | <p>なお、工事中の建設機械の使用、工事用車両の走行や住宅団地の冷暖房設備のように、温室効果ガスの排出はあるものの軽微な影響に止まると想定されるものや、一般的な配慮で十分対応できるものについては、温室効果ガスを予測評価項目として選定せずに、環境配慮項目（地球温暖化）において環境配慮の内容を記載することができる。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>2 現況調査</p> <p>(1) 調査項目</p> <p>対象事業の種類及び規模並びに地域の特性を勘案し、次に掲げる項目のうちから必要なものを選択する。</p> <p>ア 原単位の把握</p> <p>対象事業と同種又は類似の事業を対象に、温室効果ガスの排出量又はエネルギーの使用量に係る原単位</p> <p>イ 対策の実施状況</p> <p>対象事業と同種又は類似の事業を対象に、温室効果ガスの排出を回避し、若しくは削減するための対策又はエネルギーの使用量を削減するための対策の内容、効果等</p> <p>ウ 地域内のエネルギー資源の状況</p> <p>事業計画地周辺における地域冷暖房事業等の位置、供給範囲、熱源、供給能力等</p> <p>エ 温室効果ガスを使用する既存の設備機器等の状況</p> <p>(ア) 事業の実施に伴い、温室効果ガスを使用する既存の設備機器を廃棄し、又は移設する場合には、廃棄し、又は移設する機器の概要、使用する温室効果ガスの種類と量、廃棄する場合の温室効果ガスの処理、処分の方法等</p> <p>(イ) 温室効果ガスを使用する既存の設備機器を引き続いて事業計画地内で使用する場合は、ガス交換時等メンテナンスの際の漏れ対策及び代替品の使用の可能性</p> <p>(ウ) 温室効果ガスを排出する既存の施設の状況</p> <p>オ 関係法令等による基準等</p> </div> <p>【解説】</p> <p>1 「ア 原単位の把握」</p> <p>温室効果ガスの排出量又はエネルギーの使用量に係る原単位は、対象事業の特性を考慮し、適切な指標を用いて設定する。「地球温暖化対策の推進に関する法律施行令」に基づいて定められた排出係数等を調査する。</p> <p>2 「イ 対策の実施状況」</p> <p>温室効果ガスの排出を回避又は削減するための対策や、エネルギーの使用量を削減するための対策の内容、効果、導入状況、課題等について、対象事業と同種又は類似の事業の状況を調査する。</p> <p>3 「ウ 地域内のエネルギー資源の状況」</p> <p>事業計画地周辺における地域冷暖房事業等の位置、供給範囲、熱源、供給能力等を調査する。</p> <p>また、必要に応じ地域におけるエネルギーの需要状況、<u>新エネルギー</u>の導入状況、エネルギーの有効利用の状況等について調査する。</p> |

| 変更後 | 現 行 |
|--|--|
| <p>4 「エ 温室効果ガスを使用する既存の設備機器等の状況」 対象事業実施区域において、温室効果ガスを使用する既存の設備がある場合には、特にHFC、PFC等を使う空調機器、六ふっ化硫黄を使う受電設備等については、設備機器の概要、使用されている温室効果ガスの種類と量、廃棄の方法等を調査する。 既存の設備機器を引き続き使用する場合は、使用する場所、維持管理の体制等についても調査する。 また、対象事業実施区域において、温室効果ガスを排出する既存の施設がある場合には、施設の概要、排出する温室効果ガスの種類及び量等を調査する。</p> <p>5 「オ 関係法令等による基準等」 関係法令による基準等は、次に掲げる法令等のうちから、環境保全目標の設定に当たって必要なものを選択し、調査する。 (1) 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号） (2) エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和54年法律第49号） (3) <u>川崎市地球温暖化対策の推進に関する条例（平成21年条例第52号）</u> (4) <u>川崎市地球温暖化対策推進基本計画</u> (5) その他</p> <div data-bbox="267 903 1424 1024" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(2) 調査地域 調査地域は特に設定しない。ただし、地域内のエネルギー資源の状況等の地域特性を有する事項については、事業計画地及びその周辺とする。</p> </div> <p>【解説】 地域冷暖房事業など、熱エネルギー供給施設の供給区域等が事業計画地を含むか近接する場合等で、これらのエネルギーを対象事業において利用できる可能性がある場合には、事業計画地及びその周辺を調査地域とする。</p> <div data-bbox="267 1228 1424 1350" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(3) 調査方法等 最新の既存資料の整理・解析により行い、必要に応じて現地調査、関係機関へのヒアリング等で補完する。</p> </div> <p>【解説】 調査は、最新の既存資料の整理・解析により行い、必要に応じて現地調査、関係機関へのヒアリング等で補完する。</p> <p>1 原単位の把握 原単位の把握は、事業計画の特性を考慮して、次の資料等を参考に行う。 (1) <u>地球温暖化対策の推進に関する法律施行令</u>に基づき定められた排出係数 (2) エネルギー・経済統計要覧（(財)省エネルギーセンター） (3) 省エネルギー便覧（(財)省エネルギーセンター） (4) 同種又は類似事例の実績等に基づき、事業者が保有する原単位（設定の根拠を明らかにする。） (5) その他適切な資料等</p> | <p>4 「エ 温室効果ガスを使用する既存の設備機器等の状況」 対象事業実施区域において、温室効果ガスを使用する既存の設備がある場合には、特にHFC、PFC等を使う空調機器、六ふっ化硫黄を使う受電設備等については、設備機器の概要、使用されている温室効果ガスの種類と量、廃棄の方法等を調査する。 既存の設備機器を引き続き使用する場合は、使用する場所、維持管理の体制等についても調査する。 また、対象事業実施区域において、温室効果ガスを排出する既存の施設がある場合には、施設の概要、排出する温室効果ガスの種類及び量等を調査する。</p> <p>5 「オ 関係法令等による基準等」 関係法令による基準等は、次に掲げる法令等のうちから、環境保全目標の設定に当たって必要なものを選択し、調査する。 (1) 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号） (2) エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和54年法律第49号） (3) 川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例（平成11年川崎市条例第50号） (4) 川崎市地球温暖化対策地域推進計画（改定版） (5) 川崎市新エネルギービジョン（改訂版） (6) その他</p> <div data-bbox="1537 940 2694 1062" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(2) 調査地域 調査地域は特に設定しない。ただし、地域内のエネルギー資源の状況等の地域特性を有する事項については、事業計画地及びその周辺とする。</p> </div> <p>【解説】 地域冷暖房事業など、熱エネルギー供給施設の供給区域等が事業計画地を含むか近接する場合等で、これらのエネルギーを対象事業において利用できる可能性がある場合には、事業計画地及びその周辺を調査地域とする。</p> <div data-bbox="1537 1266 2694 1388" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(3) 調査方法等 最新の既存資料の整理・解析により行い、必要に応じて現地調査、関係機関へのヒアリング等で補完する。</p> </div> <p>【解説】 調査は、最新の既存資料の整理・解析により行い、必要に応じて現地調査、関係機関へのヒアリング等で補完する。</p> <p>1 原単位の把握 原単位の把握は、事業計画の特性を考慮して、次の資料等を参考に行う。 (1) 地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき定められた排出係数 (2) エネルギー・経済統計便覧（(財)省エネルギーセンター） (3) 省エネルギー便覧（(財)省エネルギーセンター） (4) 同種又は類似事例の実績等に基づき、事業者が保有する原単位（設定の根拠を明らかにする。） (5) その他適切な資料等</p> |

| 変更後 | 現 行 |
|---|---|
| <p>なお、以下に原単位の例を示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> 工場又は事業所（製造業）：燃料使用量あたりの排出原単位 (燃料使用量は、製造品出荷額等より求めることもできる。) 発電所：燃料使用量あたりの排出原単位 廃棄物処理施設：廃棄物焼却量あたりの排出原単位 民生（業務系）：燃料使用量あたりの排出原単位 (燃料使用量は、床面積から求めることもできる。) <p>2 対策の実施状況 対象事業と同種又は類似の事業において、実施されている対策の内容等を既存資料の整理・解析又はヒアリングにより行う。</p> <p>3 地域内のエネルギー資源の状況 地域冷暖房事業等の状況について、既存資料の整理・解析又は関連事業者へのヒアリングにより行う。</p> <p>4 温室効果ガスを使用する既存の設備機器等の状況 既存の設備機器に係る資料の整理・解析及び現地調査又は管理者に対するヒアリングにより行う。</p> <p>5 関係法令等による基準等 関係法令等による基準等の内容を整理する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>3 環境保全目標の設定 環境保全目標は、現況調査により判明した地域内のエネルギー資源の状況等を勘案のうえ、次に示す事項を参考に適切に設定する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 地域環境管理計画に定める地域別環境保全水準 関係法令等による基準等 川崎市が策定している計画等 その他の科学的知見 </div> <p>【解説】 環境保全目標は、環境影響を回避し、又は低減するとともに、基準又は目標等との整合性を評価することにより、事業の実施に伴う温室効果ガス排出量又はエネルギー使用量の削減のための努力の内容が、<u>実行可能な範囲</u>内で最大限の措置となっているかどうかを明らかにするために設定する。</p> <p>環境保全目標は、次に示す事項を参考に、適切に設定する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 地域環境管理計画に定める地域別環境保全水準 地域環境管理計画に定める温室効果ガスに係る地域別環境保全水準は、「温室効果ガスの排出量又はエネルギー使用量の抑制を図ること。」とされている。 関係法令等による基準等 「関係法令等による基準等」とは、次の法令による基準等に整合していることをいう。 <ul style="list-style-type: none"> 地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく、京都議定書目標達成計画に示される事業者の役割 エネルギーの使用の合理化に関する法律に定める基準 川崎市が策定している計画等 | <p>なお、以下に原単位の例を示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> 工場又は事業所（製造業）：燃料使用量あたりの排出原単位 (燃料使用量は、製造品出荷額等より求めることもできる。) 発電所：燃料使用量あたりの排出原単位 廃棄物処理施設：廃棄物焼却量あたりの排出原単位 民生（業務系）：燃料使用量あたりの排出原単位 (燃料使用量は、床面積から求めることもできる。) <p>2 対策の実施状況 対象事業と同種又は類似の事業において、実施されている対策の内容等を既存資料の整理・解析又はヒアリングにより行う。</p> <p>3 地域内のエネルギー資源の状況 地域冷暖房事業等の状況について、既存資料の整理・解析又は関連事業者へのヒアリングにより行う。</p> <p>4 温室効果ガスを使用する既存の設備機器等の状況 既存の設備機器に係る資料の整理・解析及び現地調査又は管理者に対するヒアリングにより行う。</p> <p>5 関係法令等による基準等 関係法令等による基準等の内容を整理する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>3 環境保全目標の設定 環境保全目標は、現況調査により判明した地域内のエネルギー資源の状況等を勘案のうえ、次に示す事項を参考に適切に設定する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 地域環境管理計画に定める地域別環境保全水準 関係法令等による基準等 川崎市が策定している計画等 その他の科学的知見 </div> <p>【解説】 環境保全目標は、環境影響を回避し、又は低減するとともに、基準又は目標等との整合性を評価することにより、事業の実施に伴う温室効果ガス排出量又はエネルギー使用量の削減のための努力の内容が、<u>実施可能な範囲</u>内で最大限の措置となっているかどうかを明らかにするために設定する。</p> <p>環境保全目標は、次に示す事項を参考に、適切に設定する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 地域環境管理計画に定める地域別環境保全水準 地域環境管理計画に定める温室効果ガスに係る地域別環境保全水準は、「温室効果ガスの排出量又はエネルギー使用量の抑制を図ること。」とされている。 関係法令等による基準等 「関係法令等による基準等」とは、次の法令による基準等に整合していることをいう。 <ul style="list-style-type: none"> 地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく、京都議定書目標達成計画に示される事業者の役割 エネルギーの使用の合理化に関する法律に定める基準 川崎市が策定している計画等 |

| 変更後 | 現 行 |
|---|---|
| <p>「川崎市が策定している計画等」とは、次の計画等に整合していることをいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・川崎市地球温暖化対策推進基本計画に定められる目標及び施策 ・事業活動地球温暖化対策指針及び開発事業地球温暖化対策指針に基づく温室効果ガスの排出の抑制に係る取組 ・建築物環境配慮指針に定める建築物の環境配慮事項 <p>4 その他の科学的知見 研究の成果として発表された知見等をいう。</p> <div data-bbox="270 548 1427 667" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>4 予測手法 (1) 予測項目 温室効果ガスの排出量又はエネルギーの使用量及びそれらの削減の程度とする。</p> </div> <p>【解説】 予測項目は、対象事業の実施に伴う温室効果ガスの排出量又はエネルギーの使用量及びそれらの削減のための対策の内容と削減の程度とする。 なお、削減の程度を予測することは、対象事業における地球温暖化対策のための取組みの内容と削減効果を明らかにすることにより、事業者が実行可能な範囲内での取組状況を把握することを目的としている。</p> <div data-bbox="270 951 1427 1150" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(2) 予測方法等 ア 予測地域 予測地域は、計画地とする。 イ 予測時期 事業活動が定常の状態になる時期とする。</p> </div> <p>【解説】 1 予測地域 予測地域は原則として計画地内とする。なお、現況調査の結果、地域冷暖房事業など、熱エネルギー供給施設の供給区域等が計画地を含むか近接する場合等で、これらのエネルギーを対象事業において利用できる可能性がある場合には、予測地域は、調査地域と同様に計画地及びその周辺とする。 2 予測時期 施設の稼働に伴って定常的に発生する温室効果ガスの排出量やエネルギー使用量については、事業活動が定常の状態になる時期を予測時期とする。 なお、HFC、PFC、六ふっ化硫黄等の温室効果ガスを使用している既存の設備機器を廃棄又は移設する場合は、予測時期はその廃棄又は移設を行う時期とする。</p> | <p>「川崎市が策定している計画等」とは、次の計画等に整合していることをいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・川崎市地球温暖化対策地域推進計画（改定版）に定められる温室効果ガスの目標量及び方策 ・川崎市新エネルギービジョン（改訂版）に定められる基本目標及び施策 ・川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例に基づく温暖化物質の排出の抑制に係る取組 ・建築物環境配慮指針に定める建築物の環境配慮事項 <p>4 その他の科学的知見 研究の成果として発表された知見等をいう。</p> <div data-bbox="1537 548 2694 667" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>4 予測手法 (1) 予測項目 温室効果ガスの排出量又はエネルギーの使用量及びそれらの削減の程度とする。</p> </div> <p>【解説】 予測項目は、対象事業の実施に伴う温室効果ガスの排出量又はエネルギーの使用量及びそれらの削減のための対策の内容と削減の程度とする。 なお、削減の程度を予測することは、対象事業における地球温暖化対策のための取組みの内容と削減効果を明らかにすることにより、事業者が実行可能な範囲内での取組状況を把握することを目的としている。</p> <div data-bbox="1537 951 2694 1150" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(2) 予測方法等 ア 予測地域 予測地域は、計画地とする。 イ 予測時期 事業活動が定常の状態になる時期とする。</p> </div> <p>【解説】 1 予測地域 予測地域は原則として計画地内とする。なお、現況調査の結果、地域冷暖房事業など、熱エネルギー供給施設の供給区域等が計画地を含むか近接する場合等で、これらのエネルギーを対象事業において利用できる可能性がある場合には、予測地域は、調査地域と同様に計画地及びその周辺とする。 2 予測時期 施設の稼働に伴って定常的に発生する温室効果ガスの排出量やエネルギー使用量については、事業活動が定常の状態になる時期を予測時期とする。 なお、HFC、PFC、六ふっ化硫黄等の温室効果ガスを使用している既存の設備機器を廃棄又は移設する場合は、予測時期はその廃棄又は移設を行う時期とする。</p> |

変更後

ウ 予測条件・予測方法

(ア) 予測条件の整理

現況調査で把握した内容のほか、事業計画の中から、供用時の燃料及び電気の使用量、冷暖房設備等の設置の状況、廃棄物の焼却処理量等について、予測の前提となる必要な事項を整理する。

(イ) 予測方法

対象事業の種類及び規模、地域の特性等を考慮して、次に掲げる予測方法のうちから適切なものを選択するか、又は組み合わせて行う。なお、予測に当たっては、予測の適用範囲、予測に用いた諸量の数値、予測計算の過程などを明確にする。

- a 温室効果ガスの排出量又はエネルギーの使用量の原単位を基に算出する方法
- b 類似事例から推定する方法
- c その他適切な方法

【解説】

1 予測条件の整理

予測条件の整理は、現況調査で把握した内容のほか、事業計画の中から予測の前提となる必要な事項を整理し、予測条件を明らかにする。

- (1) 温室効果ガスを排出する形態と温室効果ガスの種類
- (2) 温室効果ガス排出量の算定の基礎となる事業計画の諸元（燃料使用量、廃棄物焼却量、床面積、生産量 等）
- (3) 使用するエネルギーの種類と使用量
- (4) 事業計画において実施する温室効果ガス排出量の削減対策、エネルギー使用量の削減対策

E S C O事業の導入、地域冷暖房システム等の利用、ヒートポンプ、熱電併給設備（コ・ジェネレーションシステム）の採用等を計画している場合には、予測条件として整理する。

なお、バイオマス起源の燃料等の燃焼に伴い発生する二酸化炭素については、バイオマスが元々大気中にあった二酸化炭素を固定したものであるという考え方から、排出量には計上しない。

2 予測方法

(1) 温室効果ガスの排出量又はエネルギーの使用量の原単位を基に算出する方法

事業計画の内容（活動量）を基に、現況調査により把握した原単位を乗じて、温室効果ガスの排出量又はエネルギー使用量を算出する。また、複数の種類の温室効果ガスを排出する事業の場合には、それぞれの温室効果ガスの排出量を算定したうえで、地球温暖化係数により二酸化炭素量に換算した排出量を求める。基本的な考え方は次式による。

$$\text{（各温室効果ガス排出量）} = \Sigma \{ \text{（活動量）} \times \text{（原単位）} \}$$

（活動の種類について和をとる）

$$\text{（温室効果ガス総排出量）} = \Sigma \{ \text{（各温室効果ガス排出量）} \times \text{（地球温暖化係数）} \}$$

なお、二酸化炭素量への換算に当たっては、「地球温暖化対策の推進に関する法律施行令」に定める地球温暖化係数を使用する。

(2) 類似事例から推定する方法

類似事例から推定する方法を選択した場合は、類似事例の事業の種類、規模等から、対象事業との類似性を明らかにする必要がある。

現 行

ウ 予測条件・予測方法

(ア) 予測条件の整理

現況調査で把握した内容のほか、事業計画の中から、供用時の燃料及び電気の使用量、冷暖房設備等の設置の状況、廃棄物の焼却処理量等について、予測の前提となる必要な事項を整理する。

(イ) 予測方法

対象事業の種類及び規模、地域の特性等を考慮して、次に掲げる予測方法のうちから適切なものを選択するか、又は組み合わせて行う。なお、予測に当たっては、予測の適用範囲、予測に用いた諸量の数値、予測計算の過程などを明確にする。

- a 温室効果ガスの排出量又はエネルギーの使用量の原単位を基に算出する方法
- b 類似事例から推定する方法
- c その他適切な方法

【解説】

1 予測条件の整理

予測条件の整理は、現況調査で把握した内容のほか、事業計画の中から予測の前提となる必要な事項を整理し、予測条件を明らかにする。

- (1) 温室効果ガスを排出する形態と温室効果ガスの種類
- (2) 温室効果ガス排出量の算定の基礎となる事業計画の諸元（燃料使用量、廃棄物焼却量、床面積、生産量 等）
- (3) 使用するエネルギーの種類と使用量
- (4) 事業計画において実施する温室効果ガス排出量の削減対策、エネルギー使用量の削減対策

E S C O事業の導入、地域冷暖房システム等の利用、熱電併給設備（コ・ジェネレーションシステム）の採用等を計画している場合には、予測条件として整理する。

なお、バイオマス起源の燃料等の燃焼に伴い発生する二酸化炭素については、バイオマスが元々大気中にあった二酸化炭素を固定したものであるという考え方から排出量には計上しない。

2 予測方法

(1) 温室効果ガスの排出量又はエネルギーの使用量の原単位を基に算出する方法

事業計画の内容（活動量）を基に、現況調査により把握した原単位を乗じて、温室効果ガスの排出量又はエネルギー使用量を算出する。また、複数の種類の温室効果ガスを排出する事業の場合には、それぞれの温室効果ガスの排出量を算定したうえで、地球温暖化係数により二酸化炭素量に換算した排出量を求める。基本的な考え方は次式による。

$$\text{（各温室効果ガス排出量）} = \Sigma \{ \text{（活動量）} \times \text{（原単位）} \}$$

（活動の種類について和をとる）

$$\text{（温室効果ガス総排出量）} = \Sigma \{ \text{（各温室効果ガス排出量）} \times \text{（地球温暖化係数）} \}$$

なお、二酸化炭素量への換算に当たっては、I P C C（2001）による地球温暖化係数を使用する。

(2) 類似事例から推定する方法

類似事例から推定する方法を選択した場合は、類似事例の事業の種類、規模等から、対象事業との類似性を明らかにする必要がある。

| 変更後 | 現 行 |
|---|---|
| <p>(3) 削減の程度の予測方法 事業計画において実施する温室効果ガス排出量の削減対策及びエネルギー使用量の削減対策の内容に基づき、これらの対策を講じた場合と講じない場合を比較するなどにより、温室効果ガス排出量又はエネルギー使用量の削減の程度を予測する。 なお、施設の更新、改造等を行う事業計画においては、現況の温室効果ガス排出量との対比も行い、環境負荷の程度が現状より改善されると予測される場合は、改善の程度も明らかにする。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>5 環境保全のための措置 対象事業の実施に当たっては、温室効果ガスの排出量を削減するための措置又はエネルギーの使用量を削減するための措置について検討を行う。</p> </div> <p>【解説】 環境保全のための措置については、次のようなものがある。 なお、工事中における措置については、環境配慮項目（地球温暖化）において環境配慮の内容を明らかにする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 生産工程等 <ul style="list-style-type: none"> ・生産等プロセスの高効率化（機器の効率向上、プロセスの簡素化、新プロセスの導入等） ・HFC、PFC及び六ふっ化硫黄の他の物質への代替又は管理方法の強化等の措置 ・工業用水の再利用、洗浄水の回収等の節水の推進、雨水利用システムの導入 ・事業内容に応じた環境管理システムの導入 2 エネルギー <ul style="list-style-type: none"> ・エネルギー効率の高い設備機器の導入 ・都市ガス、液化石油ガス等良質燃料の使用 ・<u>省エネルギーの設備機器又はシステムの導入</u> ・<u>太陽光、風力、バイオマス、地中熱等の再生可能エネルギーや工場排熱等の未利用エネルギーの利用</u> 3 緑 <ul style="list-style-type: none"> ・緑化地の確保や屋上緑化、壁面緑化の積極的な導入 4 廃棄物 <ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用等の促進 5 建築物の熱負荷の低減 <ul style="list-style-type: none"> ・建築物の形状・配置、外壁・屋根の断熱、窓部の日射遮へい等の熱負荷の低減など 6 交通 <ul style="list-style-type: none"> ・貨物自動車の効率的利用（積載率向上、空車走行の削減等）による走行量の抑制 ・公共交通機関の利用促進、相乗り等による乗用車の走行量の抑制 ・<u>低排出ガス自動車などの低公害・低燃費車の使用</u> ・<u>アイドリングストップなどのエコドライブの徹底</u> 7 その他、事業特性に応じた措置 | <p>(3) 削減の程度の予測方法 事業計画において実施する温室効果ガス排出量の削減対策及びエネルギー使用量の削減対策の内容に基づき、これらの対策を講じた場合と講じない場合を比較するなどにより、温室効果ガス排出量又はエネルギー使用量の削減の程度を予測する。 なお、施設の更新、改造等を行う事業計画においては、現況の温室効果ガス排出量との対比も行い、環境負荷の程度が現状より改善されると予測される場合は、改善の程度も明らかにする。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>5 環境保全のための措置 対象事業の実施に当たっては、温室効果ガスの排出量を削減するための措置又はエネルギーの使用量を削減するための措置について、供用時について検討を行う。</p> </div> <p>【解説】 環境保全のための措置については、次のようなものがある。 なお、工事中における措置については、環境配慮項目（地球温暖化）において環境配慮の内容を明らかにする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 生産工程等 <ul style="list-style-type: none"> ・生産等プロセスの高効率化（機器の効率向上、プロセスの簡素化、新プロセスの導入等） ・HFC、PFC及び六ふっ化硫黄の他の物質への代替又は管理方法の強化等の措置 ・工業用水の再利用、洗浄水の回収等の節水の推進、雨水利用システムの導入 ・事業内容に応じた環境管理システムの導入 2 エネルギー <ul style="list-style-type: none"> ・燃焼廃熱の回収利用、廃熱ボイラーの導入 ・都市ガス、液化石油ガス等良質燃料の使用 ・工場、高層建築物、大規模建築物等については省エネルギーの設備機器又はシステムの導入 ・太陽光、風力、バイオマス等の新エネルギー・未利用エネルギーの導入 3 緑 <ul style="list-style-type: none"> ・二酸化炭素の固定化に配慮した樹種・緑化手法の採用 ・緑化地の確保や屋上緑化、壁面緑化の積極的な導入 4 廃棄物 <ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用等の促進 5 建築物の熱負荷の低減 <ul style="list-style-type: none"> ・建築物の形状・配置、外壁・屋根の断熱、窓部の日射遮へい等の熱負荷の低減など 6 交通 <ul style="list-style-type: none"> ・貨物自動車の効率的利用（積載率向上、空車走行の削減等）による走行量の抑制 ・公共交通機関の利用促進、相乗り等による乗用車の走行量の抑制 ・低排出ガス自動車や低燃費車の導入 ・アイドリングストップの推進 7 その他、事業特性に応じた措置 |

| 変更後 | 現 行 |
|--|---|
| <div data-bbox="270 268 1427 552" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>6 評価手法</p> <p>(1) 評価項目 評価の項目は、予測した項目とする。</p> <p>(2) 評価の方法 現況調査及び予測の結果に基づき、環境保全のための措置及び環境保全目標を勘案し、温室効果ガスの排出量の削減の程度及びエネルギー使用量の合理化の程度について、その妥当性を明らかにする。</p> </div> <p>【解説】 予測結果について、環境保全のための措置及び環境保全目標を勘案し、対象事業の実施に伴う温室効果ガスに係る環境への負荷を実行可能な範囲で回避し、又は、低減するための措置が講じられていることが明らかとなるよう評価するものとする。特に、温室効果ガスの評価に当たっては、温室効果ガスの排出量やエネルギーの使用量又は排出原単位について、<u>対策を講じた場合に対し対策を講じない場合又は類似事例等との比較に基づき、対象事業における取組み内容や温室効果ガス排出量の妥当性を評価する。</u></p> <p>なお、施設の更新・改造等を行う事業の場合は、現況の排出量等との比較結果も踏まえて評価を行う。</p> <div data-bbox="270 947 1427 1073" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>7 事後調査の方法</p> <p>事後調査の調査項目、調査地域、調査時期、調査方法は、原則として調査項目は予測項目、調査地域は予測地域、調査時期は予測時期、調査方法は予測手法の方法による。</p> </div> <p>【解説】 温室効果ガスに係る事後調査は、「第2章 第6 事後調査報告書の作成手順とその構成」の事後調査項目の選定の視点に基づき、実施する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 調査項目 調査項目は、上記の事後調査を実施する場合に該当する予測項目（温室効果ガス排出量、エネルギー使用量）とする。 2 調査地域 調査地域は、原則として、予測地域と同様とする。 3 調査時期 調査時期は、予測において設定した予測時期とする。 4 調査方法 調査方法は、原則として、予測手法の方法による。 | <div data-bbox="1537 268 2694 552" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>6 評価手法</p> <p>(1) 評価項目 評価の項目は、予測した項目とする。</p> <p>(2) 評価の方法 現況調査及び予測の結果に基づき、環境保全のための措置及び環境保全目標を勘案して、温室効果ガスの排出量の削減の程度及びエネルギー使用量の合理化の程度について、その妥当性を明らかにする。</p> </div> <p>【解説】 予測結果について、環境保全のための措置及び環境保全目標を勘案し、対象事業の実施に伴う温室効果ガスに係る環境への負荷を実行可能な範囲で回避し、又は、低減するための措置が講じられていることが明らかとなるよう評価するものとする。特に、温室効果ガスの評価の特徴として、温室効果ガスの排出量やエネルギーの使用量又は排出原単位について、現状の標準的な技術レベル又は類似事例等との比較に基づいて、対象事業における取組み内容や温室効果ガス排出量の妥当性を評価する。</p> <p>なお、施設の更新・改造等を行う事業の場合は、現況の排出量等との比較結果も踏まえて評価を行う。</p> <div data-bbox="1537 947 2694 1073" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>7 事後調査の方法</p> <p>事後調査の調査項目、調査地域、調査時期、調査方法は、原則として調査項目は予測項目、調査地域は予測地域、調査時期は予測時期、調査方法は予測手法の方法による。</p> </div> <p>【解説】 温室効果ガスに係る事後調査は、「第2章 第6 事後調査報告書の作成手順とその構成」の事後調査項目の選定の視点に基づき、実施する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 調査項目 調査項目は、上記の事後調査を実施する場合に該当する予測項目（温室効果ガス排出量、エネルギー使用量）とする。 2 調査地域 調査地域は、原則として、予測地域と同様とする。 3 調査時期 調査時期は、予測において設定した予測時期とする。 4 調査方法 調査方法は、原則として、予測手法の方法による。 |

変更後

別表-6-4 事業別環境影響要因と環境影響評価項目の関連表

その4 住宅団地の新設

| 環境影響評価項目 | 環境影響要因 | 工事中 | | | 供用時 | | | | |
|------------|----------------|-----------|----------|-------|--------|--------|-------|--------|-------|
| | | 建設機械の稼働 | 工事用車両の走行 | 工事の影響 | 施設の存在 | | 施設の供用 | | |
| | | | | | 緑の回復育成 | 建築物の存在 | 施設の供用 | 駐車場の利用 | 人口の増加 |
| 大気 | 大気質 | ○ | ○ | | | | | | ○ |
| | 悪臭 | | | | | | | | |
| | 上記以外の大気環境要素 | | | | | | | | |
| 水 | 水質 | 公共用水域 | | ○ | | | | | |
| | | 地下水 | | | | | | | |
| | | 水温 | | | | | | | |
| | 底質 | | | | | | | | |
| | 水象 | 水量・流量・流出量 | | | ○ | | | | |
| | | 湧水 | | | | | | | |
| 潮流 | | | | | | | | | |
| 上記以外の水環境要素 | | | | | | | | | |
| 土 | 地形・地質 | 土砂流出 | | ○ | | | | | |
| | | 崩壊 | | ○ | | | | | |
| | | 斜面安定 | | ○ | | | | | |
| | 地盤 | 地下水位 | | | | | | | |
| | | 地盤沈下 | | | | | | | |
| | | 変状 | | | | | | | |
| 土壌汚染 | | | | | | | | | |
| 生物 | 植物 | | | | | | | | |
| | 動物 | | | | | | | | |
| | 生態系 | | | | | | | | |
| 緑 | 緑の質 | | | | ○ | | | | |
| | 緑の量 | | | | ○ | | | | |
| 騒音・振動・低周波音 | 騒音 | ○ | ○ | | | | | ○ | |
| | 振動 | ○ | ○ | | | | | | |
| | 低周波音 | | | | | | | | |
| 廃棄物等 | 一般廃棄物 | | | | | | | ○ | |
| | 産業廃棄物 | | | ○ | | | | | |
| | 建設発生土 | | | ○ | | | | | |
| 構造物の影響 | 景観(景観、圧迫感) | | | | ○ | | | | |
| | 日照障害 | | | | ○ | | | | |
| | テレビ受信障害 | | | | ○ | | | | |
| | 風害 | | | | ○ | | | | |
| 地域社会 | コミュニティ施設 | | | | | | | ○ | |
| | 人と自然とのふれあい活動の場 | | | | | | | | |
| | 地域交通 | 交通混雑、交通安全 | | ○ | | | | | |
| | | 地域分断 | | | | | | | |
| 歴史的文化的遺産 | | | | ○ | | | | | |
| 安全 | 火災、爆発、化学物質の漏洩等 | | | | | | | | |
| 温室効果ガス | | | | | | | ○ | | |

現行

別表-6-4 事業別環境影響要因と環境影響評価項目の関連表

その4 住宅団地の新設

| 環境影響評価項目 | 環境影響要因 | 工事中 | | | 供用時 | | | | |
|------------|----------------|-----------|----------|-------|--------|--------|-------|--------|-------|
| | | 建設機械の稼働 | 工事用車両の走行 | 工事の影響 | 施設の存在 | | 施設の供用 | | |
| | | | | | 緑の回復育成 | 建築物の存在 | 施設の供用 | 駐車場の利用 | 人口の増加 |
| 大気 | 大気質 | ○ | ○ | | | | | | ○ |
| | 悪臭 | | | | | | | | |
| | 上記以外の大気環境要素 | | | | | | | | |
| 水 | 水質 | 公共用水域 | | ○ | | | | | |
| | | 地下水 | | | | | | | |
| | | 水温 | | | | | | | |
| | 底質 | | | | | | | | |
| | 水象 | 水量・流量・流出量 | | | ○ | | | | |
| | | 湧水 | | | | | | | |
| 潮流 | | | | | | | | | |
| 上記以外の水環境要素 | | | | | | | | | |
| 土 | 地形・地質 | 土砂流出 | | ○ | | | | | |
| | | 崩壊 | | ○ | | | | | |
| | | 斜面安定 | | ○ | | | | | |
| | 地盤 | 地下水位 | | | | | | | |
| | | 地盤沈下 | | | | | | | |
| | | 変状 | | | | | | | |
| 土壌汚染 | | | | | | | | | |
| 生物 | 植物 | | | | | | | | |
| | 動物 | | | | | | | | |
| | 生態系 | | | | | | | | |
| 緑 | 緑の質 | | | | | | | ○ | |
| | 緑の量 | | | | | | | ○ | |
| 騒音・振動・低周波音 | 騒音 | ○ | ○ | | | | | ○ | |
| | 振動 | ○ | ○ | | | | | | |
| | 低周波音 | | | | | | | | |
| 廃棄物等 | 一般廃棄物 | | | | | | | ○ | |
| | 産業廃棄物 | | | ○ | | | | | |
| | 建設発生土 | | | ○ | | | | | |
| 構造物の影響 | 景観(景観、圧迫感) | | | | | | | ○ | |
| | 日照障害 | | | | | | | ○ | |
| | テレビ受信障害 | | | | | | | ○ | |
| | 風害 | | | | | | | ○ | |
| 地域社会 | コミュニティ施設 | | | | | | | ○ | |
| | 人と自然とのふれあい活動の場 | | | | | | | | |
| | 地域交通 | 交通混雑、交通安全 | | ○ | | | | | ○ |
| | | 地域分断 | | | | | | | |
| 歴史的文化的遺産 | | | | ○ | | | | | |
| 安全 | 火災、爆発、化学物質の漏洩等 | | | | | | | | |
| 温室効果ガス | | | | | | | ○ | | |

○ その他関連する評価項目（大気質）

| 変更後 | 現 行 |
|--|--|
| <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>5 環境保全のための措置 対象事業の実施に当たっては、大気質に及ぼす影響を、可能な限り回避し、又は低減するための措置について、工事中から供用時にわたり検討を行う。</p> </div> <p>【解説】 環境保全ための措置としては、次のようなものがある。</p> <p>1 工事中</p> <p>(1) 建設機械の稼働</p> <ul style="list-style-type: none"> ・排出ガス対策型建設機械の使用 ・作業工程の平準化による建設機械の集中稼働の回避 ・建設機械における良質燃料の使用 ・アイドリングストップの徹底 ・建設機械の適切な点検・整備の実施 <p>(2) 工事用車両の走行</p> <ul style="list-style-type: none"> ・最新排出ガス規制適合車などの低公害・低燃費車の使用 ・適切な工事工程及び運行計画による工事用車両の集中回避 ・アイドリングストップなどエコドライブの徹底 <p>(3) 船舶</p> <ul style="list-style-type: none"> ・硫黄含有率の低い燃料の使用 ・荷役時間の短縮 ・陸上電源の使用 <p>2 供用時</p> <p>(1) 施設の稼働</p> <ul style="list-style-type: none"> ・最新の公害防止装置の導入 ・公害防止装置の適切な維持・管理 ・環境負荷の低減に関する管理体制の整備 <p>(2) 施設関連車両の走行</p> <ul style="list-style-type: none"> ・最新排出ガス規制適合車などの低公害・低燃費車の使用 ・適切な運行計画による施設関連車両の集中回避 ・アイドリングストップなどエコドライブの徹底 ・公共交通機関の利用の促進 <p>(3) 船舶</p> <p>工事中と同様な措置が考えられる。</p> | <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>5 環境保全のための措置 対象事業の実施に当たっては、大気質に及ぼす影響を、可能な限り回避し、又は低減するための措置について、工事中から供用時にわたり検討を行う。</p> </div> <p>【解説】 環境保全ための措置としては、次のようなものがある。</p> <p>1 工事中</p> <p>(1) 建設機械の稼働</p> <ul style="list-style-type: none"> ・排出ガス対策型建設機械の使用 ・作業工程の平準化による建設機械の集中稼働の回避 ・建設機械における良質燃料の使用 ・アイドリングストップの徹底 ・建設機械の適切な点検・整備の実施 <p>(2) 工事用車両の走行</p> <ul style="list-style-type: none"> ・最新排出ガス規制適合車の使用 ・適切な工事工程及び運行計画による工事用車両の集中回避 ・アイドリングストップの徹底 <p>(3) 船舶</p> <ul style="list-style-type: none"> ・硫黄含有率の低い燃料の使用 ・荷役時間の短縮 ・陸上電源の使用 <p>2 供用時</p> <p>(1) 施設の稼働</p> <ul style="list-style-type: none"> ・最新の公害防止装置の導入 ・公害防止装置の適切な維持・管理 ・環境負荷の低減に関する管理体制の整備 <p>(2) 施設関連車両の走行</p> <ul style="list-style-type: none"> ・最新排出ガス規制適合車の使用 ・適切な運行計画による施設関連車両の集中回避 ・アイドリングストップの徹底 ・公共交通機関の利用の促進 <p>(3) 船舶</p> <p>工事中と同様な措置が考えられる。</p> |

○その他関連する評価項目（騒音・振動・低周波音）

| 変更後 | 現 行 |
|---|---|
| <p>5 環境保全のための措置 対象事業の実施に当たっては、騒音・振動・低周波音が周辺の生活環境に及ぼす影響を、可能な限り回避し、又は低減するための措置について、工事中から供用時にわたり検討を行う。</p> <p>【解説】 環境保全のための措置としては、次のようなものがある。</p> <p>1 工事中</p> <p>(1) 建設機械の稼働</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 工事時間の制限 ・ 低騒音・低振動型建設機械の使用 ・ 低騒音・低振動型工法の採用 ・ <u>作業工程の平準化による建設機械の集中稼働の回避</u> ・ 防音塀や防音パネル等の設置 ・ <u>アイドリングストップの徹底</u> ・ 建設機械の<u>適切な点検・整備</u>の実施 ・ 適切な運転操作など <p>(2) 工事用車両の走行</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 適切な工事工程及び運行計画による工事用車両の集中回避 ・ <u>アイドリングストップなどエコドライブの徹底</u> ・ 工事用車両の<u>適切な点検・整備</u>の実施 ・ <u>低速走行の徹底</u> ・ 車両走行路の平坦性の確保など <p>2 供用時</p> <p>(1) 施設の稼働</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 低騒音・低振動型の設備機器の導入 ・ 設備機器を建屋内に収納 ・ 防音塀の設置、建屋の防音及び吸音等の処理対策 ・ 消音器の設置 ・ 防振用ばね等の弾性支持対策 ・ 低周波音に関する環境保全のための措置については、「低周波音の測定方法に関するマニュアル」（平成12年10月環境庁大気保全局）等の低減化対策を参照 <p>(2) 施設関連車両の走行</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>適切な運行計画による施設関連車両の集中回避</u> ・ <u>アイドリングストップなどエコドライブの徹底</u> ・ <u>公共交通機関の利用の促進</u> | <p>5 環境保全のための措置 対象事業の実施に当たっては、騒音・振動・低周波音が周辺の生活環境に及ぼす影響を、可能な限り回避し、又は低減するための措置について、工事中から供用時にわたり検討を行う。</p> <p>【解説】 環境保全のための措置としては、次のようなものがある。</p> <p>1 工事中</p> <p>(1) 建設機械の稼働</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 工事時間の制限 ・ 低騒音・低振動型建設機械の使用 ・ 低騒音・低振動型工法の採用 ・ 建設機械等の同時使用の回避 ・ 防音塀や防音パネル等の設置 ・ <u>アイドリングストップの励行</u> ・ 建設機械の整備、点検の実施 ・ 適切な運転操作など <p>(2) 工事用車両の走行</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 適切な工事工程及び運行計画による工事用車両の集中回避 ・ <u>アイドリングストップの励行</u> ・ 工事用車両の整備、点検の実施 ・ <u>低速走行の励行</u> ・ 車両走行路の平坦性の確保など <p>2 供用時</p> <p>(1) 施設の稼働</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 低騒音・低振動型の設備機器の導入 ・ 設備機器を建屋内に収納 ・ 防音塀の設置、建屋の防音及び吸音等の処理対策 ・ 消音器の設置 ・ 防振用ばね等の弾性支持対策 ・ 低周波音に関する環境保全のための措置については、「低周波音の測定方法に関するマニュアル」（平成12年10月環境庁大気保全局）等の低減化対策を参照 <p>(2) 施設関連車両の走行</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>アイドリングストップの励行</u>など |

第 24 温室効果ガス

1 環境影響評価の対象

対象事業の実施に伴う温室効果ガスの排出量又はエネルギーの使用量及びその削減の程度を対象とする。

【解説】

環境影響評価の対象は、対象事業の実施に伴う温室効果ガスの排出量又はエネルギーの使用量及びその削減の程度とする。温室効果ガスについては、周辺地域に対する直接的な環境影響は問題とはなっていないものの、温暖化防止のため、国際的にその排出削減が強く望まれていることから、温室効果ガスの排出量等、環境への負荷量の程度を把握する。また、温室効果ガスの大半を占めるエネルギー起源の二酸化炭素については、エネルギー使用量の程度を把握することが重要となる。なお、「削減の程度」とは、対策を講じた場合に対し対策を講じない場合又は類似事例等と比較した場合の、温室効果ガスの排出量又はエネルギーの使用量の抑制の程度をいう。

なお、環境影響評価における「温室効果ガス」とは、「地球温暖化対策の推進に関する法律」（平成 10 年法律第 117 号）に定める二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、HFC、PFC 及び六ふっ化硫黄の 6 物質とする。

温室効果ガス

| 温室効果ガス | 排出源の例又は用途 |
|-----------------------|------------------------------|
| 二酸化炭素 | 発電所、工場での燃料の燃焼 等 |
| メタン | 燃料の燃焼 廃棄物処分場、下水処理場からの発生 等 |
| 一酸化二窒素 | 燃料の燃焼、廃棄物処分場 等 |
| ハイドロフルオロカーボン (HFC) | 冷媒、洗浄剤、発泡剤、エアゾール用噴霧剤 等 |
| パーフルオロカーボン (PFC) | 半導体のエッチング、洗浄、冷媒 等 |
| 六ふっ化硫黄 | 気体電気絶縁材、半導体エッチング 等 |

次のいずれかに該当する場合は、原則として、供用時について温室効果ガスを予測評価項目に選定する。

- 1 「工場又は事業所の新設」、「電気工作物の新設」、「廃棄物処理施設（焼却施設に限る。）の新設」を行う場合
- 2 「高層建築物の新設」、「住宅団地の新設」、「商業施設の新設」、「研究施設の新設」、「大規模建築物の新設」等の事業であって、原油換算エネルギーの使用量が年間 1,500 キロリットル以上である場合
- 3 HFC、PFC、六ふっ化硫黄の保持量が多い設備を設置又は撤去する場合
- 4 その他温室効果ガスの排出による影響が予想される場合

なお、工事中の建設機械の使用、工事用車両の走行のように、温室効果ガスの排出はあるものの軽微な影響に止まると想定されるものや、一般的な配慮で十分対応できるものについては、温室効果ガスを予測評価項目として選定せずに、環境配慮項目（地球温暖化）において環境配慮の内容を記載することができる。

また、樹木の伐採及び植栽、施設関連車両の走行のように、予測に不確実性が伴うものについては、環境影響要因として選定しないことができるが、その場合は、環境保全のための措置又は環境配慮項目（地球温暖化）において環境配慮の内容を記載する。

2 現況調査

(1) 調査項目

対象事業の種類及び規模並びに地域の特性を勘案し、次に掲げる項目のうちから必要なものを選択する。

ア 原単位の把握

対象事業と同種又は類似の事業を対象に、温室効果ガスの排出量又はエネルギーの使用量に係る原単位

イ 対策の実施状況

対象事業と同種又は類似の事業を対象に、温室効果ガスの排出を回避し、若しくは削減するための対策又はエネルギーの使用量を削減するための対策の内容、効果等

ウ 地域内のエネルギー資源の状況

事業計画地周辺における地域冷暖房事業等の位置、供給範囲、熱源、供給能力等

エ 温室効果ガスを使用する既存の設備機器等の状況

(ア) 事業の実施に伴い、温室効果ガスを使用する既存の設備機器を廃棄し、又は移設する場合には、廃棄し、又は移設する機器の概要、使用する温室効果ガスの種類と量、廃棄する場合の温室効果ガスの処理、処分の方法等

(イ) 温室効果ガスを使用する既存の設備機器を引き続いて事業計画地内で使用する場合は、ガス交換時等メンテナンスの際の漏れ対策及び代替品の使用の可能性

(ウ) 温室効果ガスを排出する既存の施設の状況

オ 関係法令等による基準等

【解説】

1 「ア 原単位の把握」

温室効果ガスの排出量又はエネルギーの使用量に係る原単位は、対象事業の特性を考慮し、適切な指標を用いて設定する。「地球温暖化対策の推進に関する法律施行令」に基づいて定められた排出係数等を調査する。

2 「イ 対策の実施状況」

温室効果ガスの排出を回避又は削減するための対策や、エネルギーの使用量を削減するための対策の内容、効果、導入状況、課題等について、対象事業と同種又は類似の事業の状況を調査する。

3 「ウ 地域内のエネルギー資源の状況」

事業計画地周辺における地域冷暖房事業等の位置、供給範囲、熱源、供給能力等を調査する。

また、必要に応じ地域におけるエネルギーの需要状況、再生可能エネルギーの導入状況、エネルギーの有効利用の状況等について調査する。

4 「エ 温室効果ガスを使用する既存の設備機器等の状況」

対象事業実施区域において、温室効果ガスを使用する既存の設備がある場合には、特にHFC、PFC等を使う空調機器、六ふっ化硫黄を使う受電設備等については、設備機器の概要、使用されている温室効果ガスの種類と量、廃棄の方法等を調査する。

既存の設備機器を引き続き使用する場合は、使用する場所、維持管理の体制等についても調査する。

また、対象事業実施区域において、温室効果ガスを排出する既存の施設がある場合には、施設の概要、排出する温室効果ガスの種類及び量等を調査する。

5 「オ 関係法令等による基準等」

関係法令による基準等は、次に掲げる法令等のうちから、環境保全目標の設定に当たって必要なものを選択し、調査する。

- (1) 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）
- (2) エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和54年法律第49号）
- (3) 川崎市地球温暖化対策の推進に関する条例（平成21年条例第52号）
- (4) 川崎市地球温暖化対策推進基本計画
- (5) その他

(2) 調査地域

調査地域は特に設定しない。ただし、地域内のエネルギー資源の状況等の地域特性を有する事項については、事業計画地及びその周辺とする。

【解説】

地域冷暖房事業など、熱エネルギー供給施設の供給区域等が事業計画地を含むか近接する場合等で、これらのエネルギーを対象事業において利用できる可能性がある場合には、事業計画地及びその周辺を調査地域とする。

(3) 調査方法等

最新の既存資料の整理・解析により行い、必要に応じて現地調査、関係機関へのヒアリング等で補完する。

【解説】

調査は、最新の既存資料の整理・解析により行い、必要に応じて現地調査、関係機関へのヒアリング等で補完する。

1 原単位の把握

原単位の把握は、事業計画の特性を考慮して、次の資料等を参考に行う。

- (1) 地球温暖化対策の推進に関する法律施行令に基づき定められた排出係数
- (2) エネルギー・経済統計要覧（(財)省エネルギーセンター）
- (3) 省エネルギー便覧（(財)省エネルギーセンター）
- (4) 同種又は類似事例の実績等に基づき、事業者が保有する原単位（設定の根拠を明らかにする。）
- (5) その他適切な資料等

なお、以下に原単位の例を示す。

- ・工場又は事業所（製造業）：燃料使用量あたりの排出原単位
(燃料使用量は、製造品出荷額等より求めることもできる。)
- ・発電所：燃料使用量あたりの排出原単位
- ・廃棄物処理施設：廃棄物焼却量あたりの排出原単位
- ・民生（業務系）：燃料使用量あたりの排出原単位
(燃料使用量は、床面積から求めることもできる。)

2 対策の実施状況

対象事業と同種又は類似の事業において、実施されている対策の内容等を既存資料の整理・解析又はヒアリングにより行う。

3 地域内のエネルギー資源の状況

地域冷暖房事業等の状況について、既存資料の整理・解析又は関連事業者へのヒアリングにより行う。

4 温室効果ガスを使用する既存の設備機器等の状況

既存の設備機器に係る資料の整理・解析及び現地調査又は管理者に対するヒアリングにより行う。

5 関係法令等による基準等

関係法令等による基準等の内容を整理する。

3 環境保全目標の設定

環境保全目標は、現況調査により判明した地域内のエネルギー資源の状況等を勘案のうえ、次に示す事項を参考に適切に設定する。

- (1) 地域環境管理計画に定める地域別環境保全水準
- (2) 関係法令等による基準等
- (3) 川崎市が策定している計画等
- (4) その他の科学的知見

【解説】

環境保全目標は、環境影響を回避し、又は低減するとともに、基準又は目標等との整合性を評価することにより、事業の実施に伴う温室効果ガス排出量又はエネルギー使用量の削減のための努力の内容が、実行可能な範囲内で最大限の措置となっているかどうかを明らかにするために設定する。

環境保全目標は、次に示す事項を参考に、適切に設定する。

1 地域環境管理計画に定める地域別環境保全水準

地域環境管理計画に定める温室効果ガスに係る地域別環境保全水準は、「温室効果ガスの排出量又はエネルギー使用量の抑制を図ること。」とされている。

2 関係法令等による基準等

「関係法令等による基準等」とは、次の法令による基準等に整合していることをいう。

- ・地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく、京都議定書目標達成計画に示される事業者の役割
- ・エネルギーの使用の合理化に関する法律に定める基準

3 川崎市が策定している計画等

「川崎市が策定している計画等」とは、次の計画等に整合していることをいう。

- ・川崎市地球温暖化対策推進基本計画に定められる目標及び施策
- ・事業活動地球温暖化対策指針及び開発事業地球温暖化対策指針に基づく温室効果ガスの排出の抑制に係る取組
- ・建築物環境配慮指針に定める建築物の環境配慮事項

4 その他の科学的知見

研究の成果として発表された知見等をいう。

4 予測手法

(1) 予測項目

温室効果ガスの排出量又はエネルギーの使用量及びそれらの削減の程度とする。

【解説】

予測項目は、対象事業の実施に伴う温室効果ガスの排出量又はエネルギーの使用量及びそれらの削減のための対策の内容と削減の程度とする。

なお、削減の程度を予測することは、対象事業における地球温暖化対策のための取組みの内容と削減効果を明らかにすることにより、事業者が実行可能な範囲内での取組状況を把握することを目的としている。

(2) 予測方法等

ア 予測地域

予測地域は、計画地とする。

イ 予測時期

事業活動が定常の状態になる時期とする。

【解説】

1 予測地域

予測地域は原則として計画地内とする。なお、現況調査の結果、地域冷暖房事業など、熱エネルギー供給施設の供給区域等が計画地を含むか近接する場合等で、これらのエネルギーを対象事業において利用できる可能性がある場合には、予測地域は、調査地域と同様に計画地及びその周辺とする。

2 予測時期

施設の稼働に伴って定常的に発生する温室効果ガスの排出量やエネルギー使用量については、事業活動が定常の状態になる時期を予測時期とする。

なお、HFC、PFC、六ふっ化硫黄等の温室効果ガスを使用している既存の設備機器を廃棄又は移設する場合は、予測時期はその廃棄又は移設を行う時期とする。

ウ 予測条件・予測方法

(7) 予測条件の整理

現況調査で把握した内容のほか、事業計画の中から、供用時の燃料及び電気の使用量、冷暖房設備等の設置の状況、廃棄物の焼却処理量等について、予測の前提となる必要な事項を整理する。

(イ) 予測方法

対象事業の種類及び規模、地域の特性等を考慮して、次に掲げる予測方法のうちから適切なものを選択するか、又は組み合わせて行う。なお、予測に当たっては、予測の適用範囲、予測に用いた諸量の数値、予測計算の過程などを明確にする。

- a 温室効果ガスの排出量又はエネルギーの使用量の原単位を基に算出する方法
- b 類似事例から推定する方法
- c その他適切な方法

【解説】

1 予測条件の整理

予測条件の整理は、現況調査で把握した内容のほか、事業計画の中から予測の前提となる必要な事項を整理し、予測条件を明らかにする。

- (1) 温室効果ガスを排出する形態と温室効果ガスの種類
- (2) 温室効果ガス排出量の算定の基礎となる事業計画の諸元（燃料使用量、廃棄物焼却量、床面積、生産量 等）
- (3) 使用するエネルギーの種類と使用量
- (4) 事業計画において実施する温室効果ガス排出量の削減対策、エネルギー使用量の削減対策

ESCO事業の導入、地域冷暖房システム等の利用、ヒートポンプ、熱電併給設備（コ・ジェネレーションシステム）の採用等を計画している場合には、予測条件として整理する。

なお、バイオマス起源の燃料等の燃焼に伴い発生する二酸化炭素については、バイオマスが元々大気中にあった二酸化炭素を固定したものであるという考え方から、排出量には計上しない。

2 予測方法

- (1) 温室効果ガスの排出量又はエネルギーの使用量の原単位を基に算出する方法

事業計画の内容（活動量）を基に、現況調査により把握した原単位を乗じて、温室効果ガスの排出量又はエネルギー使用量を算出する。また、複数の種類の温室効果ガスを排出する事業の場合には、それぞれの温室効果ガスの排出量を算定したうえで、地球温暖化係数により二酸化炭素量に換算した排出量を求める。基本的な考え方は次式による。

$$\begin{aligned} \text{（各温室効果ガス排出量）} &= \Sigma \{ \text{（活動量）} \times \text{（原単位）} \} \\ &\quad \text{（活動の種類について和をとる）} \end{aligned}$$

$$\text{（温室効果ガス総排出量）} = \Sigma \{ \text{（各温室効果ガス排出量）} \times \text{（地球温暖化係数）} \}$$

なお、二酸化炭素量への換算に当たっては、「地球温暖化対策の推進に関する法律施行令」に定める地球温暖化係数を使用する。

- (2) 類似事例から推定する方法

類似事例から推定する方法を選択した場合は、類似事例の事業の種類、規模等から、対象事業との類似性を明らかにする必要がある。

(3) 削減の程度の子測方法

事業計画において実施する温室効果ガス排出量の削減対策及びエネルギー使用量の削減対策の内容に基づき、これらの対策を講じた場合と講じない場合を比較するなどにより、温室効果ガス排出量又はエネルギー使用量の削減の程度を予測する。

なお、施設の更新、改造等を行う事業計画においては、現況の温室効果ガス排出量との対比も行い、環境負荷の程度が現状より改善されると予測される場合は、改善の程度も明らかにする。

5 環境保全のための措置

対象事業の実施に当たっては、温室効果ガスの排出量を削減するための措置又はエネルギーの使用量を削減するための措置について検討を行う。

【解説】

環境保全のための措置については、次のようなものがある。

なお、工事中における措置については、環境配慮項目（地球温暖化）において環境配慮の内容を明らかにする。

1 生産工程等

- ・生産等プロセスの高効率化（機器の効率向上、プロセスの簡素化、新プロセスの導入等）
- ・HFC、PFC及び六ふつ化硫黄の他の物質への代替又は管理方法の強化等の措置
- ・工業用水の再利用、洗浄水の回収等の節水の推進、雨水利用システムの導入
- ・事業内容に応じた環境管理システムの導入

2 エネルギー

- ・エネルギー効率の高い設備機器の導入
- ・都市ガス、液化石油ガス等良質燃料の使用
- ・省エネルギーの設備機器又はシステムの導入
- ・太陽光、風力、バイオマス、地中熱等の再生可能エネルギーや工場排熱等の未利用エネルギーの利用

3 緑

- ・緑化地の確保や屋上緑化、壁面緑化の積極的な導入

4 廃棄物

- ・廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用等の促進

5 建築物の熱負荷の低減

- ・建築物の形状・配置、外壁・屋根の断熱、窓部の日射遮へい等の熱負荷の低減など

6 交通

- ・貨物自動車の効率的利用（積載率向上、空車走行の削減等）による走行量の抑制
- ・公共交通機関の利用促進、相乗り等による乗用車の走行量の抑制
- ・低排出ガス自動車などの低公害・低燃費車の使用
- ・アイドリングストップなどのエコドライブの徹底

7 その他、事業特性に応じた措置

6 評価手法

(1) 評価項目

評価の項目は、予測した項目とする。

(2) 評価の方法

現況調査及び予測の結果に基づき、環境保全のための措置及び環境保全目標を勘案し、温室効果ガスの排出量の削減の程度及びエネルギー使用量の合理化の程度について、その妥当性を明らかにする。

【解説】

予測結果について、環境保全のための措置及び環境保全目標を勘案し、対象事業の実施に伴う温室効果ガスに係る環境への負荷を実行可能な範囲で回避し、又は、低減するための措置が講じられていることが明らかとなるよう評価するものとする。特に、温室効果ガスの評価に当たっては、温室効果ガスの排出量やエネルギーの使用量又は排出原単位について、対策を講じた場合に対し対策を講じない場合又は類似事例等との比較に基づき、対象事業における取組み内容や温室効果ガス排出量の妥当性を評価する。

なお、施設の更新・改造等を行う事業の場合は、現況の排出量等との比較結果も踏まえて評価を行う。

7 事後調査の方法

事後調査の調査項目、調査地域、調査時期、調査方法は、原則として調査項目は予測項目、調査地域は予測地域、調査時期は予測時期、調査方法は予測手法の方法による。

【解説】

温室効果ガスに係る事後調査は、「第2章 第6 事後調査報告書の作成手順とその構成」の事後調査項目の選定の視点に基づき、実施する。

1 調査項目

調査項目は、上記の事後調査を実施する場合に該当する予測項目（温室効果ガス排出量、エネルギー使用量）とする。

2 調査地域

調査地域は、原則として、予測地域と同様とする。

3 調査時期

調査時期は、予測において設定した予測時期とする。

4 調査方法

調査方法は、原則として、予測手法の方法による。

別表－６－４ 事業別環境影響要因と環境影響評価項目の関連表

その４ 住宅団地の新設

| 環境影響評価項目 | | 工 事 中 | | | 供 用 時 | | | | |
|------------|----------------|-----------|----------|-------|--------|--------|-------|--------|-------|
| | | 建設機械の稼働 | 工事用車両の走行 | 工事の影響 | 施設の存在 | | 施設の供用 | | |
| | | | | | 緑の回復育成 | 建築物の存在 | 施設の供用 | 駐車場の利用 | 人口の増加 |
| 大 気 | 大 気 質 | | ○ | ○ | | | | ○ | |
| | 悪 臭 | | | | | | | | |
| | 上記以外の大気環境要素 | | | | | | | | |
| 水 | 水 質 | 公共用水域 | | | ○ | | | | |
| | | 地 下 水 | | | | | | | |
| | | 水 温 | | | | | | | |
| | 水 象 | 底 質 | | | | | | | |
| | | 水量・流量・流出量 | | | | ○ | | | |
| | | 湧 水 | | | | | | | |
| 潮 流 | | | | | | | | | |
| 上記以外の水環境要素 | | | | | | | | | |
| 土 | 地形・地質 | 土砂流出 | | | ○ | | | | |
| | | 崩 壊 | | | ○ | | | | |
| | | 斜面安定 | | | ○ | | | | |
| | 地 盤 | 地下水位 | | | | | | | |
| | | 地盤沈下 | | | | | | | |
| 変 状 | | | | | | | | | |
| 生 物 | 土 壤 汚 染 | | | | | | | | |
| | 植 物 | | | | | | | | |
| | 動 物 | | | | | | | | |
| | 生 態 系 | | | | | | | | |
| 緑 | 緑 の 質 | | | | ○ | | | | |
| | 緑 の 量 | | | | ○ | | | | |
| 騒音・振動・低周波音 | 騒 音 | | ○ | ○ | | | | ○ | |
| | 振 動 | | ○ | ○ | | | | | |
| | 低周波音 | | | | | | | | |
| 廃棄物等 | 一般廃棄物 | | | | | | | | ○ |
| | 産業廃棄物 | | | | ○ | | | | |
| | 建設発生土 | | | | ○ | | | | |
| 構造物の影響 | 景観（景観、圧迫感） | | | | | | ○ | | |
| | 日照阻害 | | | | | | ○ | | |
| | テレビ受信障害 | | | | | | ○ | | |
| | 風 害 | | | | | | ○ | | |
| 地域社会 | コミュニティ施設 | | | | | | | | ○ |
| | 人と自然とのふれあい活動の場 | | | | | | | | |
| | 地域交通 | 交通混雑、交通安全 | | ○ | | | | | |
| | | 地域分断 | | | | | | | |
| 歴史的文化的遺産 | | | | ○ | | | | | |
| 安 全 | 火災、爆発、化学物質の漏洩等 | | | | | | | | |
| 温室効果ガス | | | | | | | ○ | | |

○その他関連する評価項目（大気質）

5 環境保全のための措置

対象事業の実施に当たっては、大気質に及ぼす影響を、可能な限り回避し、又は低減するための措置について、工事中から供用時にわたり検討を行う。

【解説】

環境保全のための措置としては、次のようなものがある。

1 工事中

(1) 建設機械の稼働

- ・排出ガス対策型建設機械の使用
- ・作業工程の平準化による建設機械の集中稼働の回避
- ・建設機械における良質燃料の使用
- ・アイドリングストップの徹底
- ・建設機械の適切な点検・整備の実施

(2) 工事用車両の走行

- ・最新排出ガス規制適合車などの低公害・低燃費車の使用
- ・適切な工事工程及び運行計画による工事用車両の集中回避
- ・アイドリングストップなどエコドライブの徹底

(3) 船舶

- ・硫黄含有率の低い燃料の使用
- ・荷役時間の短縮
- ・陸上電源の使用

2 供用時

(1) 施設の稼働

- ・最新の公害防止装置の導入
- ・公害防止装置の適切な維持・管理
- ・環境負荷の低減に関する管理体制の整備

(2) 施設関連車両の走行

- ・最新排出ガス規制適合車などの低公害・低燃費車の使用
- ・適切な運行計画による施設関連車両の集中回避
- ・アイドリングストップなどエコドライブの徹底
- ・公共交通機関の利用の促進

(3) 船舶

工事中と同様な措置が考えられる。

○その他関連する評価項目（騒音・振動・低周波音）

5 環境保全のための措置

対象事業の実施に当たっては、騒音・振動・低周波音が周辺の生活環境に及ぼす影響を、可能な限り回避し、又は低減するための措置について、工事中から供用時にわたり検討を行う。

【解説】

環境保全のための措置としては、次のようなものがある。

1 工事中

(1) 建設機械の稼働

- ・ 工事時間の制限
- ・ 低騒音・低振動型建設機械の使用
- ・ 低騒音・低振動型工法の採用
- ・ 作業工程の平準化による建設機械の集中稼働の回避
- ・ 防音塀や防音パネル等の設置
- ・ アイドリングストップの徹底
- ・ 建設機械の適切な点検・整備の実施
- ・ 適切な運転操作など

(2) 工事用車両の走行

- ・ 適切な工事工程及び運行計画による工事用車両の集中回避
- ・ アイドリングストップなどエコドライブの徹底
- ・ 工事用車両の適切な点検・整備の実施
- ・ 低速走行の徹底
- ・ 車両走行路の平坦性の確保など

2 供用時

(1) 施設の稼働

- ・ 低騒音・低振動型の設備機器の導入
- ・ 設備機器を建屋内に収納
- ・ 防音塀の設置、建屋の防音及び吸音等の処理対策
- ・ 消音器の設置
- ・ 防振用ばね等の弾性支持対策
- ・ 低周波音に関する環境保全のための措置については、「低周波音の測定方法に関するマニュアル」（平成12年10月環境庁大気保全局）等の低減化対策を参照

(2) 施設関連車両の走行

- ・ 適切な運行計画による施設関連車両の集中回避
- ・ アイドリングストップなどエコドライブの徹底
- ・ 公共交通機関の利用の促進